

# 佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

---

## 概要版



令和2年3月

佐 久 市

# 目次

I	基本方針	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	目標年度の設定	1
第3節	計画の位置付け	2
第4節	SDGsの観点	3
II	ごみ処理基本計画	4
第1節	ごみ処理の現況把握	4
1	ごみ処理体制等の状況	4
第2節	第3期計画の評価と課題の抽出	8
1	第3期計画の評価	8
2	本市が抱える主な課題	16
第3節	ごみ処理行政の動向	17
1	国の動向	17
2	県の動向	17
第4節	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	19
1	基本理念と目指す将来像	19
2	計画目標	20
3	関係者の取組	24
4	取組の方向性	26
5	その他検討すべき事項	36
6	計画の推進	38
7	計画の構成	41

# I 基本方針

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成17年度から令和6年度までの20年間の計画期間とした、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）する3Rの取組により、一般廃棄物（ごみ）を適正かつ合理的に処理する「循環型社会」の実現を目指しています。

本計画は、社会動向や国等の法制度の動向を踏まえ、5年毎に計画の見直しを行うこととしており、第1期から第4期の計画で構成されています。

令和元年度は、第3期計画の最後の年度に当たり、第3期計画（平成27年度～令和元年度）の事後評価をした上で、新たな計画目標値の設定を行い、課題解決と目標実現のための施策を示し、第4期計画を策定します。

## 第2節 目標年度の設定

第4期計画は、本計画の最終目標年度である令和6年度を計画目標年度として設定します。また、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

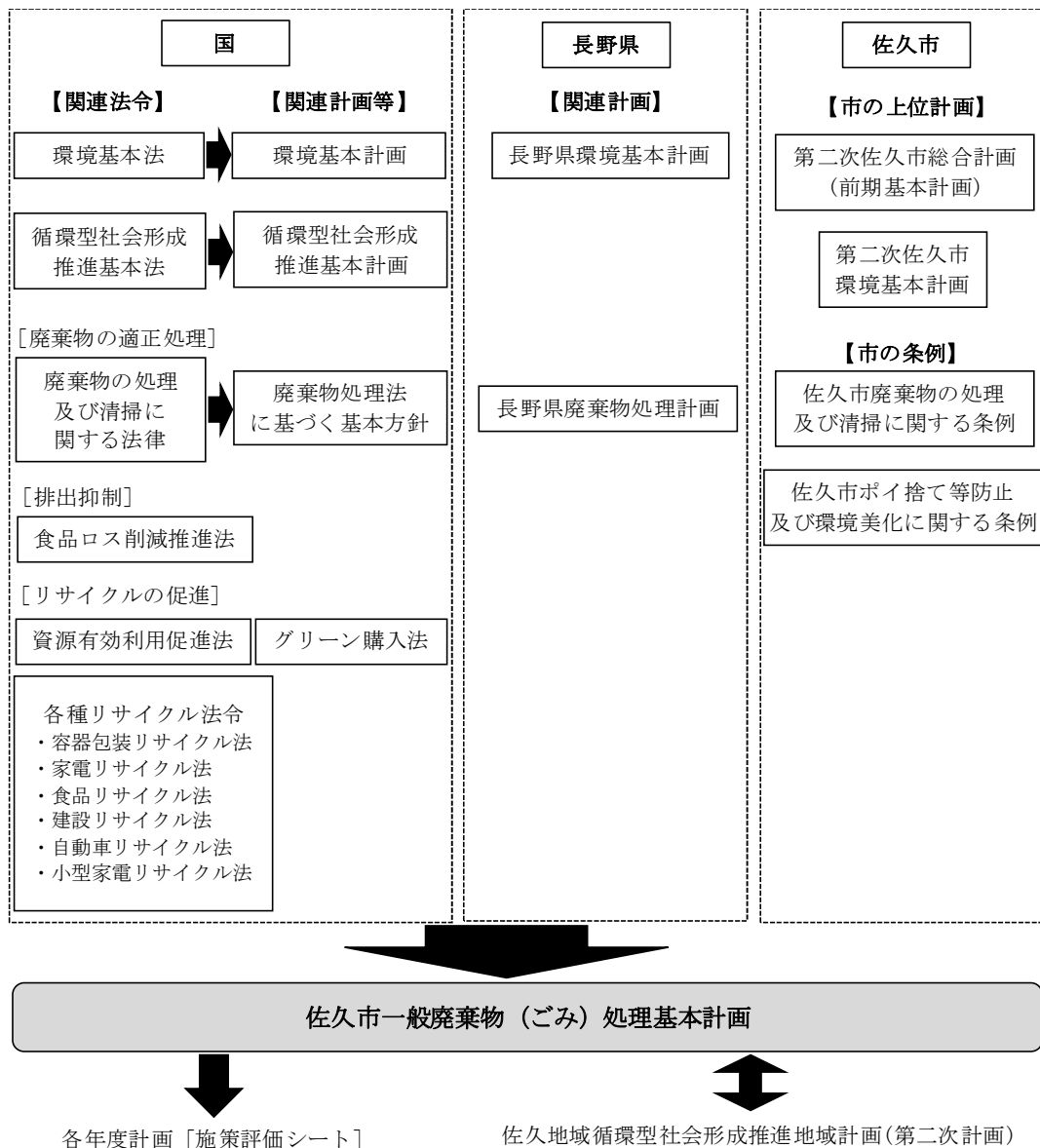
表1 計画スケジュール

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
基本計画基準年度	ごみ処理基本計画策定				第1期目標年度		地域計画策定 佐久地域循環型社会形成推進			第2期目標年度			地域計画（第二次計画）策定 佐久地域循環型社会形成推進		第3期目標年度	長野県廃棄物処理計画目標年度					最終目標年度・次期計画策定
					↓事後評価・見直し					↓事後評価・見直し					↓事後評価・見直し						↓事後評価・見直し
第1期					第2期					第3期					第4期						

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定されるものです。図1に示すとおり、本計画を本市における廃棄物行政の上位計画に位置付け、一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分等を計画的かつ適正に行うため、基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策等を取りまとめます。

また、本計画の策定に際しては、市の最上位計画である「第二次佐久市総合計画」や「第二次佐久市環境基本計画」のほか、「佐久地域循環型社会形成推進地域計画（第二次計画）」等の関連計画や方針との整合を図ります。



注) 災害時に発生する廃棄物を適切かつ迅速に処理することを目的として、佐久市災害廃棄物処理計画の策定の準備を進めています。

図1 本計画の位置付け

#### 第4節 SDGsの観点

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。

我が国では高齢化や人口減少等、取り組むべき多くの課題を抱えています。これらを克服するため、国、行政をはじめ、様々な組織、団体においてSDGsの導入が進められており、本市としてもSDGsの掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。



図2 SDGsの17の目標

## II ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現況把握

#### 1 ごみ処理体制等の状況

##### (1) 一般廃棄物（ごみ）排出量

本市の平成30年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、平成26年度と比較して4.5%減少し、24,074 t/年となっています。

1人1日排出量は664.7g/人・日であり、全国の平均値（平成29年度）と比べると約255g、長野県の平均値（平成29年度）と比べても約152g少なく、ごみの減量化が進んでいることがわかります。

リサイクル率については、平成30年度が17.8%と平成26年度の21.1%から3.3ポイント下回り、全国の平均値や長野県の平均値よりも低い結果となっています。

なお、平成28年度に中間処理後再生利用量の集計方法の変更（堆肥化における生ごみ投入量→堆肥生産量）があり、リサイクル率が大きく低下しています。

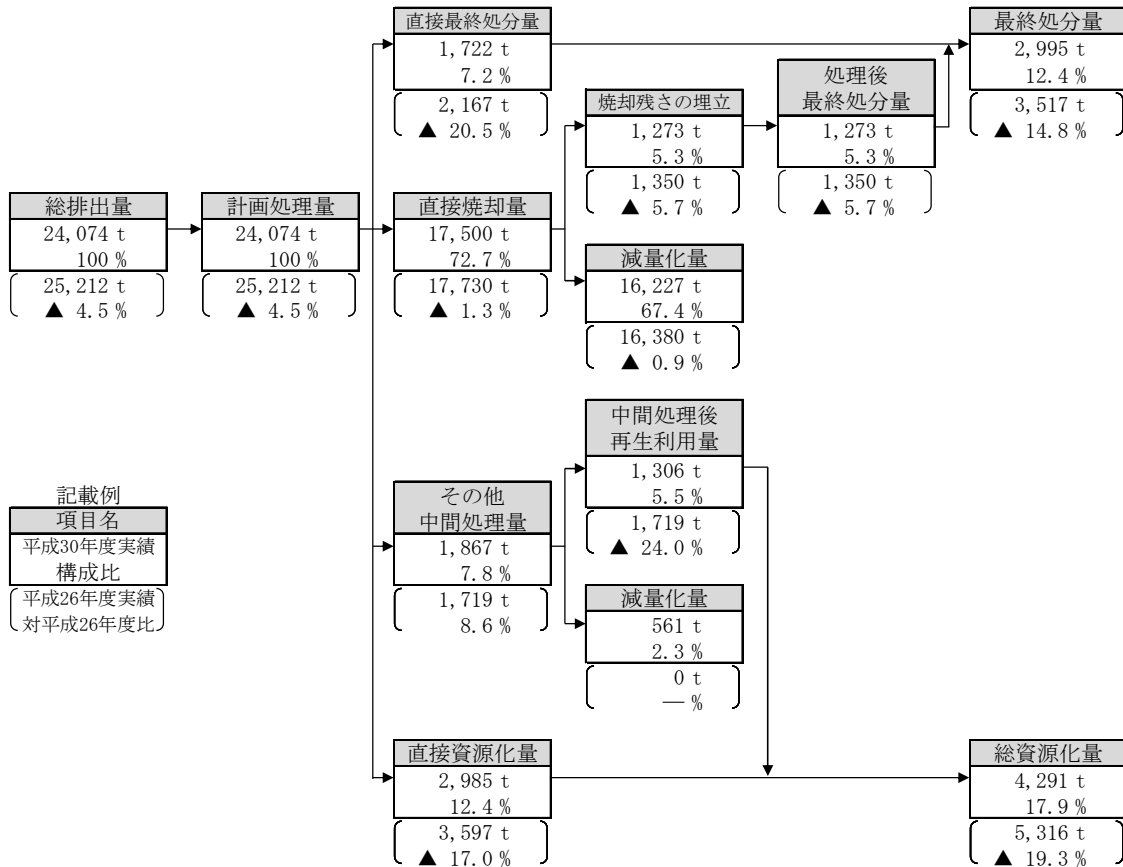
表2 ごみの排出及び処理状況

	平成26年度	平成30年度	対平成26年度比
計画収集人口	100,085 人	99,228 人	▲0.9%
総排出量	25,212 t/年	24,074 t/年	▲4.5%
直接焼却量	17,730 t/年	17,500 t/年	▲1.3%
その他中間処理量	1,719 t/年	1,867 t/年	8.6%
直接資源化量	3,597 t/年	2,985 t/年	▲17.0%
直接最終処分量	2,167 t/年	1,722 t/年	▲20.5%
中間処理後再生利用量	1,719 t/年	1,306 t/年	▲24.0%
プラ減容施設	978 t/年	1,027 t/年	5.0%
堆肥化施設	741 t/年	279 t/年	▲62.3%
総資源化量	5,316 t/年	4,291 t/年	▲19.3%
リサイクル率	21.1 %	17.8 %	—
最終処分量	3,517 t/年	2,995 t/年	▲14.8%
	13.9 %	12.4 %	—
1人1日排出量	690.2 g/人・日	664.7 g/人・日	▲3.7%
生活系	533.5 g/人・日	508.6 g/人・日	▲4.7%
事業系	156.7 g/人・日	156.1 g/人・日	▲0.4%

注) 最終処分量の欄の下段の数値は、総排出量に占める最終処分量の割合を示します。

表3 全国、長野県のごみの排出及び処理状況（平成29年度）

	全国平均	長野県平均
リサイクル率	20.2 %	21.2 %
1人1日排出量	920 g/人・日	817 g/人・日



注1) 平成28年度に中間処理後再生利用量の集計方法の変更があり、平成26年度と平成30年度における中間処理後再生利用量及び減量化量(焼却処理除く。)の値にそれぞれ開きがあります。

注2) 四捨五入のため、構成比の合計で100.0%とならないものがあります。

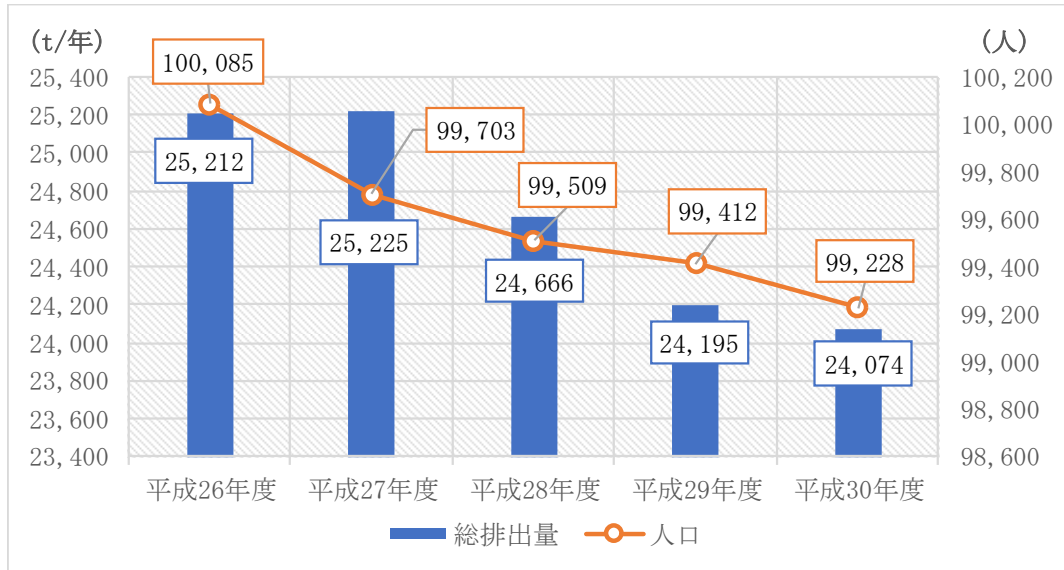
図3 平成30年度におけるごみ処理フロー

## (2) ごみ排出量及び1人1日排出量の推移

平成26年度から平成30年度までの過去5年間のごみの総排出量及び1人1日排出量の推移を以下に示します。

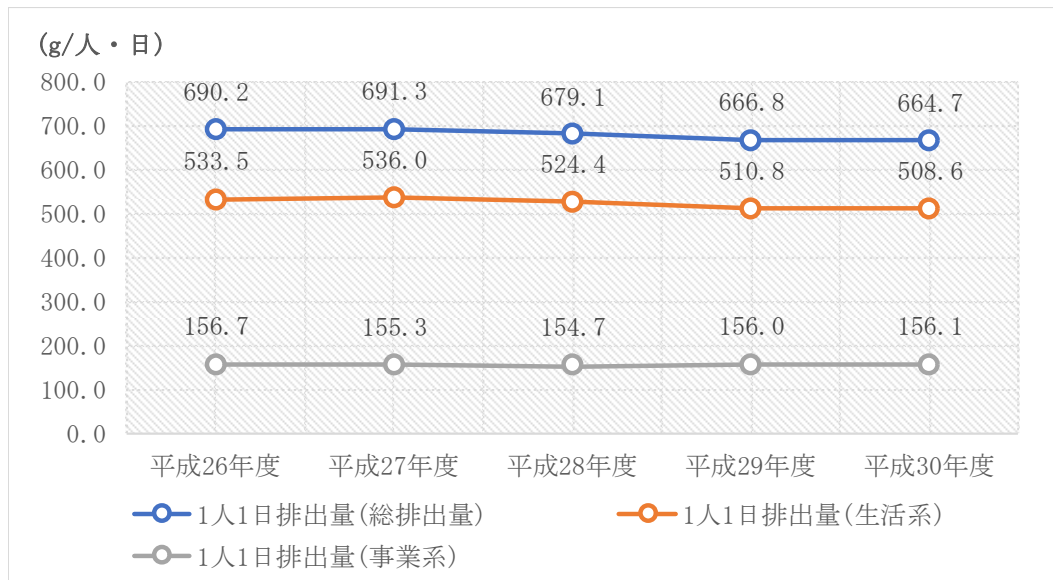
ごみの総排出量は減少傾向にあります。平成30年度における1人1日排出量の目標値\*1が630.7g/人・日に対し、実績値は664.7g/人・日で、34g(5.4%)超過しています。

\*1：第3期計画で設定した平成30年度の目標値。



注) 人口は、各年度10月1日現在。外国人を含む。なお、出典は市民課資料。

図4 ごみの総排出量の推移



注1) 1人1日排出量の算出方法：ごみ排出量÷10月1日現在の人口÷年間日数

注2) 四捨五入のため、生活系及び事業系の1人1日排出量の合計が、総排出量の1人1日排出量と一致しない年度があります。

図5 1人1日排出量の推移



### (3) リサイクル率の推移

平成 26 年度から平成 30 年度までの過去 5 年間の総資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)及びリサイクル率の推移を以下に示します。

リサイクル率は前述の集計方法の変更によるものもありますが低下傾向にあり、平成 30 年度は平成 26 年度から 3.3 ポイント減少して、17.8%です。これは、必ずしも市民のリサイクル意識の低下を示しているわけではなく、市の収集以外で、民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が回収されていることが影響していると考えられます。

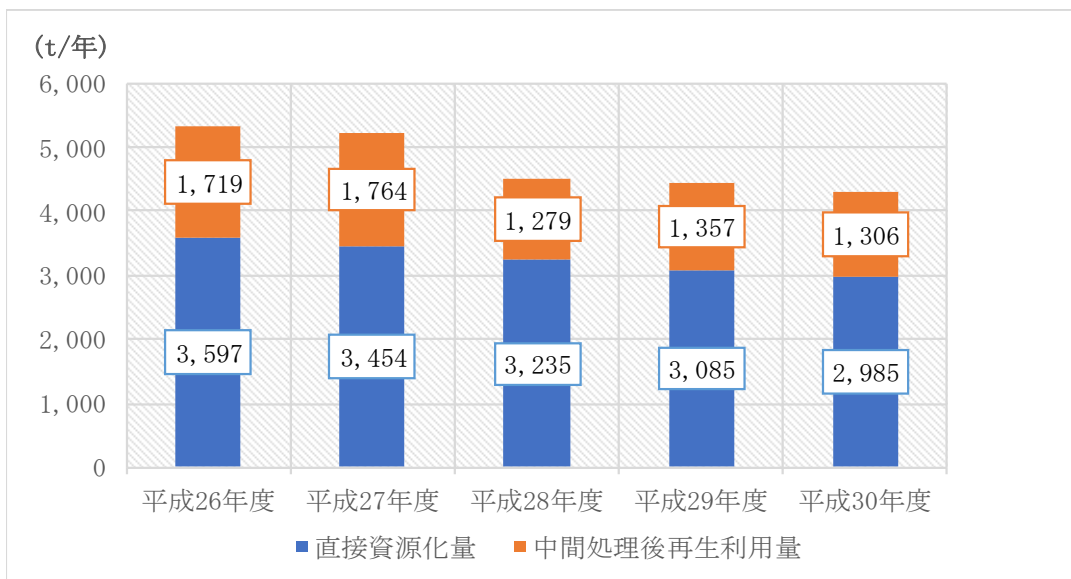
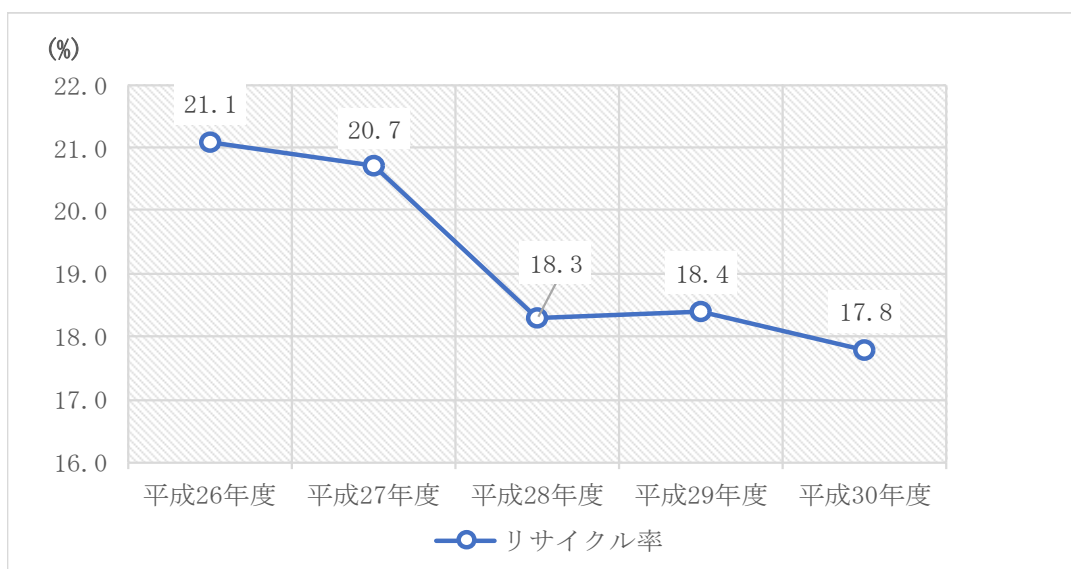


図 6 総資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)の推移



注 1) リサイクル率：総資源化量÷ごみ排出量×100

注 2) 平成 28 年度に中間処理後再生利用量の集計方法の変更があり、リサイクル率が大きく低下しています。

図 7 リサイクル率の推移

## 第2節 第3期計画の評価と課題の抽出

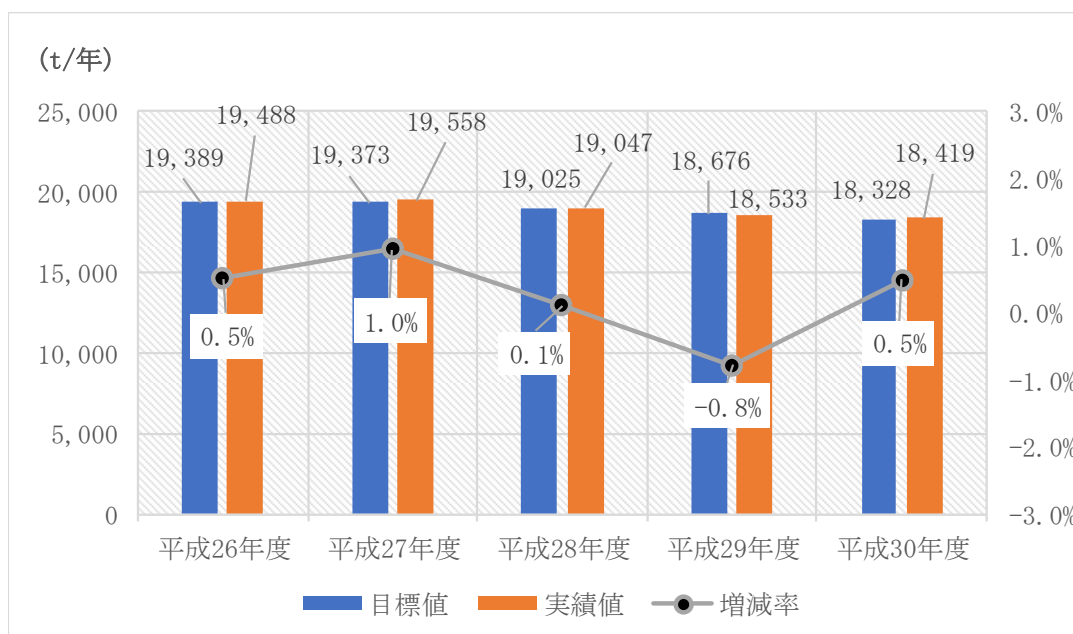
第1節では、市全体のごみ処理に係る総量的な数値や、リサイクル率、ごみ処理事業経費、また減量化・資源化の取組状況や施設状況等について現況を示しました。総排出量は減少し、かつ、全国や長野県の平均値よりも少ないなど、様々な取組が一定の成果を上げてきている状況ではありますが、第3期で設定した目標値に対しては、達成できなかったもの、できなかったものがそれぞれあります。

本節では、現況を踏まえ、それらをごみの排出量の種類ごとの推移に着目して分析・評価し、課題の抽出を行います。

### 1 第3期計画の評価

#### (1) 生活系ごみ

生活系ごみの排出量は、減少傾向にあります。平成30年度における目標値が18,328t/年に対し、実績値は18,419t/年で、91t(0.5%)の超過となっていますが、概ね目標どおりとなっています。

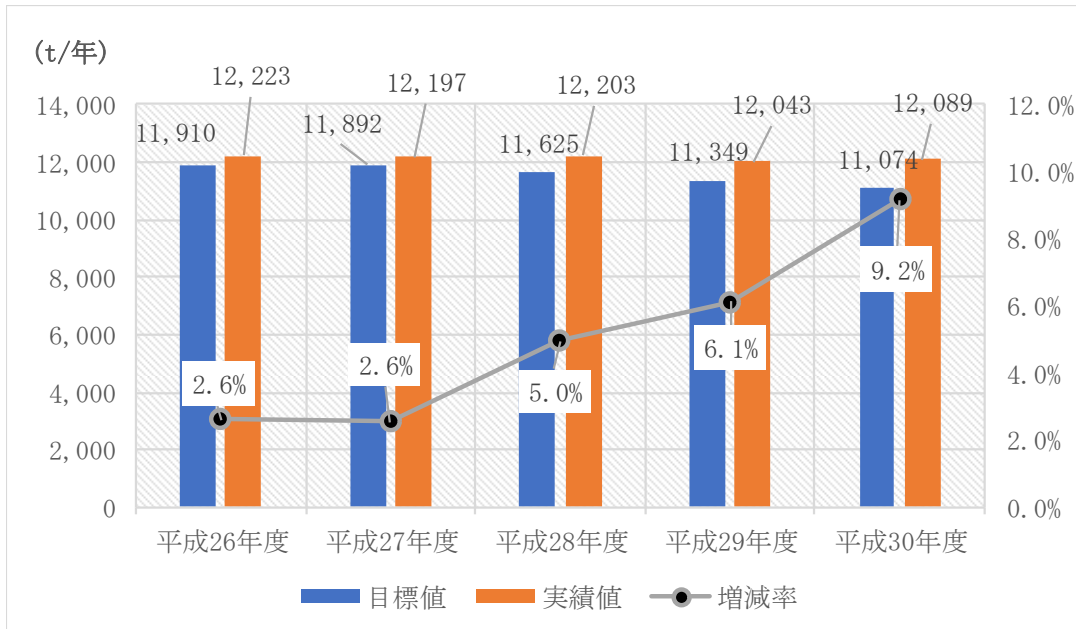


注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

図8 生活系ごみの目標と達成状況の推移

## ア 生活系可燃ごみ

生活系可燃ごみの排出量は、横ばいです。平成 30 年度における目標値が 11,074t/年に対し、実績値は 12,089t/年で、1,015t (9.2%) の超過となっています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

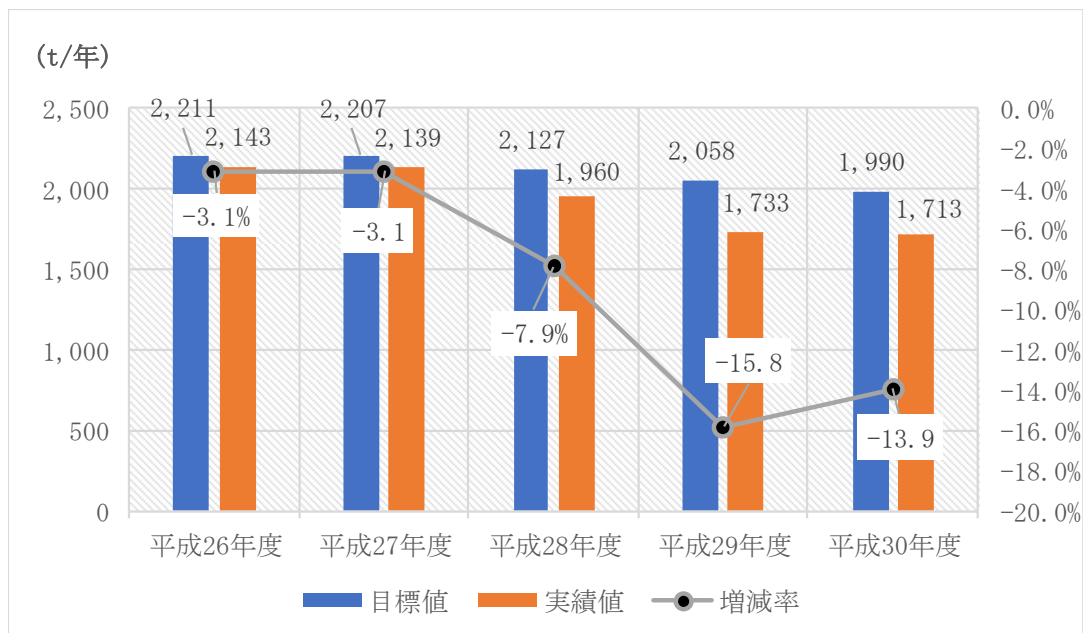
図 9 生活系可燃ごみの目標と達成状況の推移

### 【分析】

- ・平成 26～30 年度における、佐久クリーンセンター及び川西清掃センターのごみの組成調査では、各家庭や事業所から排出される可燃ごみの 5 割程度は紙類であり、リサイクル可能な雑がみ等の混入が確認されています。
- ・平成 30 年度の環境省の調査によれば、生活系収集ごみの 30.7%を食品廃棄物が占め、そのうち 35.6%を食品ロスが占めています。
- ・平成 28 年度の農林水産省の推計によれば、国民 1 人当たりお茶碗約 1 杯分 (約 139 g) の食べ物が毎日捨てられています。
- ・前述の組成調査において、可燃ごみの成分のうち、水分の割合は全体の 5 割程度を占める結果となっています。家庭から排出される生ごみには、多くの水分が含まれており、水切りを行わずにそのままごみとして排出されると、焼却するために余分なエネルギーが必要となり、処理に影響を及ぼします。

## イ 生活系不燃ごみ

生活系不燃ごみの排出量は、減少傾向にあります。平成 30 年度における目標値が 1,990t/年に対し、実績値は 1,713t/年で、目標値を 277t(13.9%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

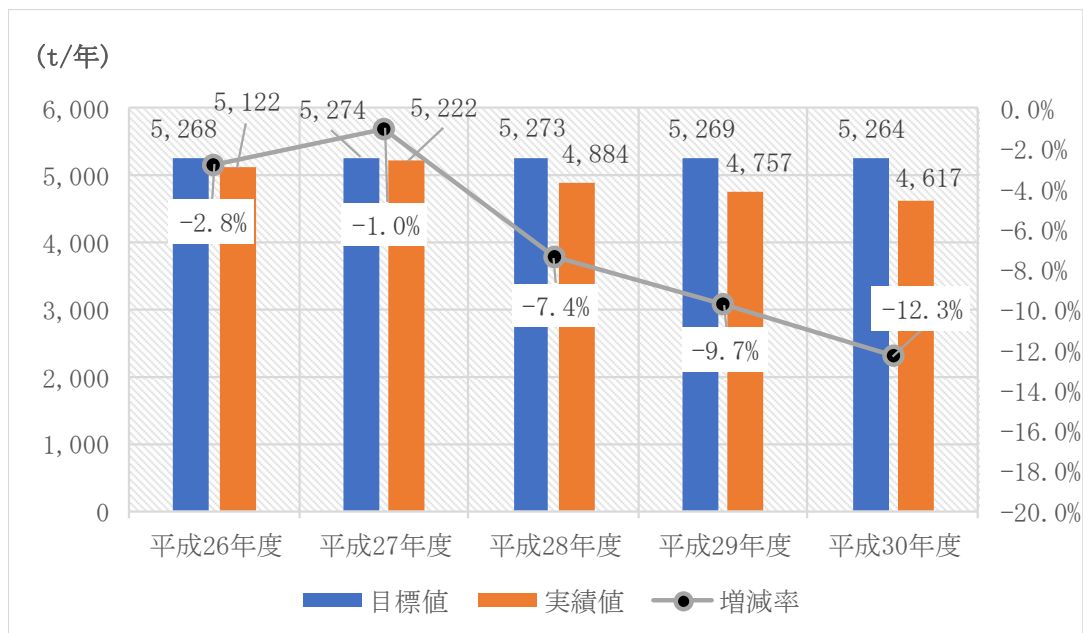
図 10 生活系不燃ごみの目標と達成状況の推移

### 【分析】

- ・平成 28 年 4 月から、従来の「軟質系プラスチック」から「容器包装プラスチック」へ分別を変更し、比較的硬いプラスチックでもプラマークの表示のあるものについて、資源物としていることも減少の要因となっています。一方で、まだ比較的硬いプラスチックの混入が見受けられます。

## ウ 生活系資源物

生活系資源物の排出量は、減少傾向にあります。平成30年度における目標値が5,264t/年に対し、実績値は4,617t/年で、目標値を647t(12.3%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

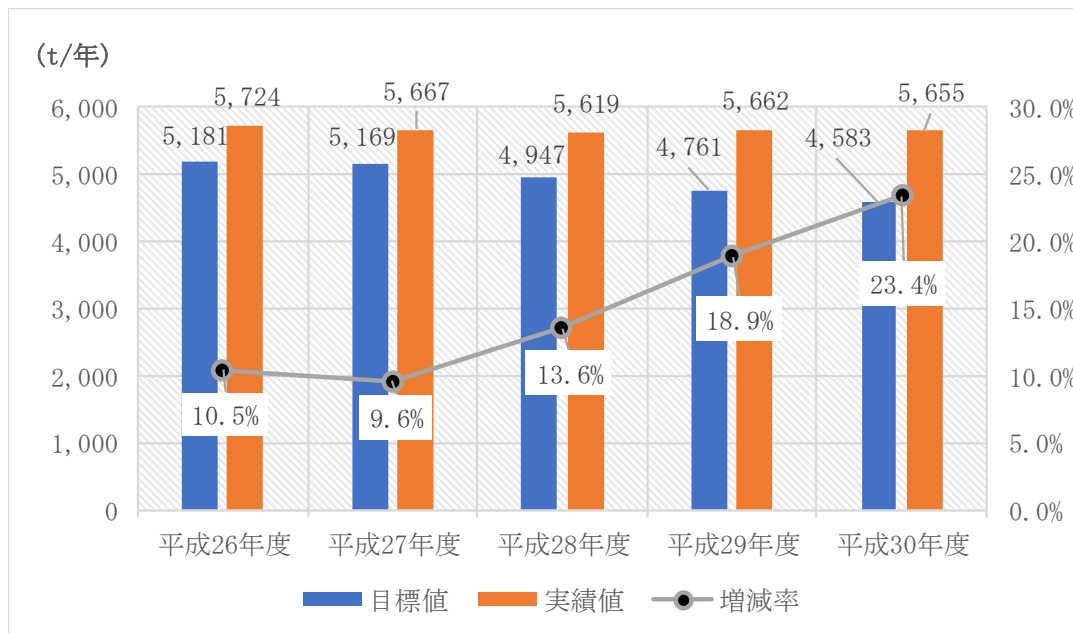
図11 生活系資源物の目標と達成状況の推移

### 【分析】

- ・民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が集められているため、資源物の排出量が減少していると考えられます。

## (2) 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、横ばいです。平成 30 年度における目標値が 4,583t/年に対し、実績値は 5,655t/年で、目標値を 1,072t(23.4%)超過しています。

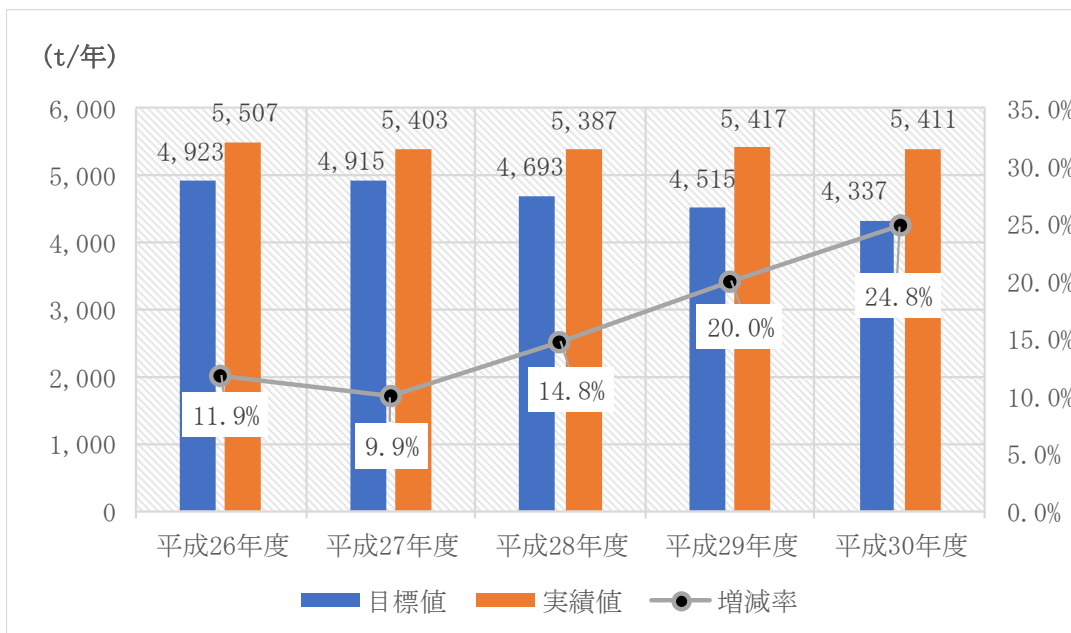


注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

図 12 事業系ごみの目標と達成状況の推移

## ア 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみの排出量は、横ばいです。平成 30 年度における目標値が 4,337t/年に対し、実績値は 5,411t/年で、目標値を 1,074t(24.8%)超過しています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

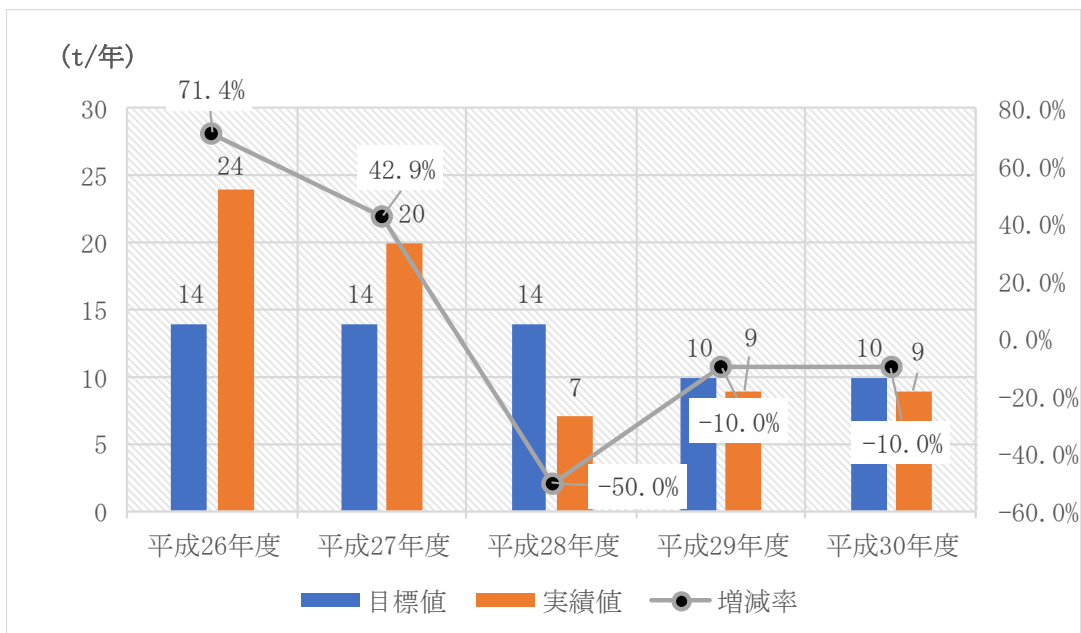
図 13 事業系可燃ごみの目標と達成状況の推移

### 【分析】

- ・事業所立入検査を行う中で、リサイクルできる紙ごみの混入、水切りが不十分な生ごみ、また廃プラスチックの混入などが一部で見受けられます。
- ・従業者数及び事業所数が増加している「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」分野のごみが増加していることが考えられます。
- ・生活系可燃ごみでの分析のとおり、食品ロス是全国的な課題です。また、食料品等販売業や飲食店での事業系可燃ごみ袋の購入が多い状況にあること、また事業所への立入における聞き取りや全国的な傾向を踏まえても、売れ残りや食べ残しなどの生ごみの排出が相当量を占めるものと考えられます。

## イ 事業系不燃ごみ

平成30年度における事業系不燃ごみの排出量は、9t/年です。平成26年度の24t/年から15t(62.5%)減少しています。また、平成30年度における目標値が10t/年に対し、実績値は9t/年で、目標値を1t(10.0%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

図14 事業系不燃ごみの目標と達成状況の推移

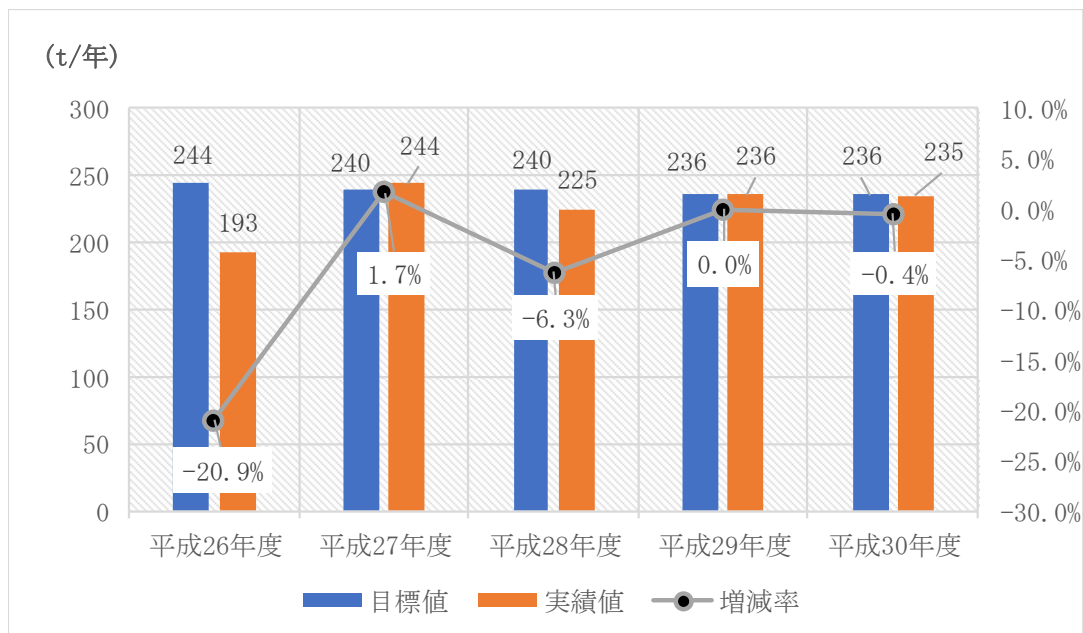
### 【分析】

- ・年度による増減はありますが、目標値を達成し、排出量は減少傾向にあります。



## ウ 事業系資源物

事業系資源物の排出量は、平成27年度以降は横ばいです。平成30年度における目標値が236t/年に対し、実績値は235t/年で、目標値を1t(0.4%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

図15 事業系資源物の目標と達成状況の推移

### 【分析】

- ・佐久市堆肥製産センターでの堆肥化处理が安定的に行われています。

## 2 本市が抱える主な課題

本市では、家庭ごみを3大分別15分類で収集し、その都度分別方法等の見直しを行っているほか、生ごみ処理機等の購入補助の実施、事業者への分別等の直接的指導など、廃棄物の発生抑制と減量化を推進しています。

このような中、ごみの総排出量は、平成26年度と比較して減少しています。しかしながら、第3期の目標値に対しては、1人1日排出量及びリサイクル率とともに達成できておらず、特に、生活系及び事業系可燃ごみの排出量は削減が進んでいない状況です。

これらの影響により、現在建設中の佐久平クリーンセンター（仮称）における計画処理量を排出量が上回っている状況となる中、施設の適切な運転管理のためにも、可燃ごみの発生抑制は喫緊の課題となっています。

そこで、第4期計画の策定に当たって、市民、事業者及び行政が減量化を意識し、具体的な3R行動に結び付けることによって、ごみの減量化を推進していくことが重要です。

表4 本市が抱える主な課題

	主な課題
ごみの減量化 資源化	・ 1人1日排出量は減少傾向にあり、減量化は進んでいるものの、生活系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
	・ 雑がみなど、リサイクル可能なものが可燃ごみに含まれていることから、分別を徹底し、資源化可能なものについては、資源物にまわすことが必要です。
	・ 手つかずの食品や食べ残しが含まれていたり、水切りが不十分であるため、削減につながる取組が必要です。
	・ 比較的硬いプラスチックであっても、プラマークの表示のあるものについては、資源物として収集を行っていますが、不燃ごみへの混入が見受けられるため、さらなる周知が必要です。
	・ 事業系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
	・ 事業系可燃ごみには、売れ残りや食べ残しといった食品ロス、水切りが不十分な食品廃棄物やリサイクル可能な紙ごみが含まれており、排出抑制や分別方法についてのさらなる啓発が必要です。
	・ おむつなど、高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策の検討が必要です。
その他	・ リサイクル率が低下しています。民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が集められているため、資源物の排出量が減少していると考えられ、量的な把握が必要です。
	・ ごみ出しや適正な分別が困難な高齢者世帯などが増加することが予測されるため、対策の検討が必要です。
	・ 各地で地震や水害が頻繁に発生しているため、自然災害で発生した廃棄物を適正に処理するための検討が必要です。
	・ うな沢第2最終処分場の残余容量から、埋め立て完了まで約10年と推計されており、最終処分の将来計画等について調査研究を進める必要があります。

### 第3節 ごみ処理行政の動向

#### 1 国の動向

##### (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

国では循環型社会形成推進基本法に基づき、平成14年度に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。これまで、各主体が進めてきた循環型社会の形成に向けた取組等により、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は資源生産性等は横ばいとなっており、3Rなどの資源生産性を高める取組を一層強化していく必要があります。また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生しており、東日本大震災を大きく上回る災害の発生が懸念されていることから、万全な災害廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

平成30年度に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年度までに国が講ずべき施策を示しています。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、食品ロス対策として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月1日に施行されました。また、プラスチックごみの削減や海洋プラスチックごみ対策等を目的として、令和2年7月から全ての小売店を対象に、レジ袋の有料化が義務化されます。

##### (2) 廃棄物処理法の基本方針

廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めており、令和2年度における廃棄物減量化の目標を定めています。

表5 国の基本的な方針における目標

項目	目標（令和2年度）
排出量	12%削減（平成24年度比）
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	500g/人・日
再生利用率	約27%
最終処分量	14%削減（平成24年度比）

#### 2 県の動向

##### (1) 長野県廃棄物処理計画（第4期）の概要

県では平成28年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第4期）」を策定し、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働のもと、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、『「もったいない」を大切にしてごみ減量日本一！～美しい信州を次世代へ～』を基本目標に掲げ、廃棄物の発生抑制、再使用等の取組を進め、ごみの減量日本一を常に目指しています。

## (2) 長野県の数値目標

長野県廃棄物処理計画（第4期）では、2Rを意識した取組を推進し、県民1人1日当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量800g以下の達成を目指しています。

表6 県の数値目標

項目	目標（令和2年度）
排出量	588,000t
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	390g/人・日
再生利用率	24.3%
最終処分量	51,000t

## 第4節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



本計画に関連する SDGs

### 1 基本理念と目指す将来像

#### (1) 基本理念

我が国では、かつて、経済効率や利便性・快適性を追求するあまり、大量生産・大量消費型の社会となり、貴重な天然資源やエネルギーが消費され、大量のごみが生み出されてきました。

現在、国では、地域循環圏<sup>\*1</sup>の形成を進めていますが、本市では、市民や事業者とともに分別収集の拡大などを推進してきた結果、ごみの総排出量が減少するなど、一定の成果を上げてきました。しかしながら、環境への負荷などを考慮すれば、更に取り組んでいく必要があり、リサイクルを中心とした取組から一歩進んで、発生抑制及び再使用を基本とした取組への転換が求められています。

3Rの推進に当たっては、ごみの排出者となる市民や事業者がそれぞれの立場でごみの減量化・資源化対策を実行することが不可欠です。このため、市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の実現に向けた取組を進めていきます。

本市が第4期計画で目指していく基本理念は、第3期計画の基本理念を継承するものとし、以下のとおりとします。

\*1：「循環型社会」を形成していくためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要です。地域循環圏とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくという考え方です。

**市民、事業者、行政が協力して持続可能な  
ごみ減量化・資源化対策の実現を目指す**  
～私たち一人ひとりのこころがけと行動で創り上げる快適環境の創出～

#### (2) 目指す将来像

上位計画となる第二次佐久市環境基本計画では、市が目指す望ましい環境像を実現するための目標として、5つの基本目標を定めています。それら5つの基本目標のうち、ごみ処理に関連する以下の基本目標を、本計画が目指す将来像とします。

**循環型社会の実現**  
～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

## 2 計画目標

### (1) 将来人口の設定

将来人口は、「佐久市人口ビジョン」に基づいて設定します。計画目標年度である令和6年度の推計人口は、97,749人程度になると展望されています。

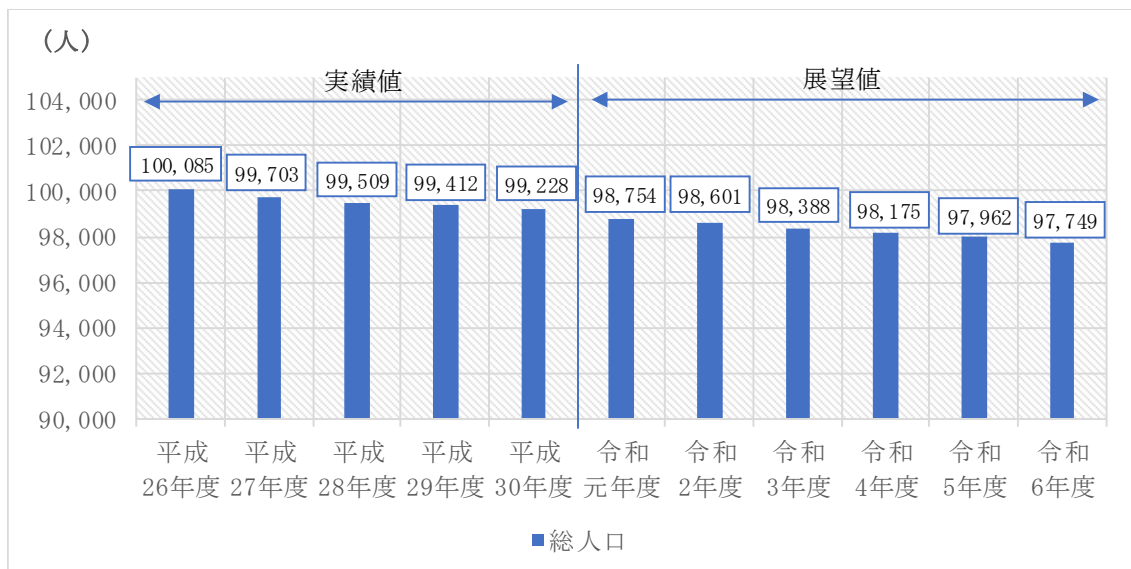


図16 将来人口の推移

### (2) 目標の基本的な考え方

本計画の具体的な到達点を定めるとともに、進捗状況を管理するため、次の項目ごとに、計画期間中の目標値を定めます。

#### ア 計画目標として定める指標

下記の3つを計画目標として定めます。減量化目標の項目として、1人1日排出量を定めており、第4期計画では、新たに生活系可燃ごみ及び事業系可燃ごみを定めます。

- (ア) 減量化目標
- (イ) 資源化目標
- (ウ) 最終処分量の削減目標

#### イ 数値目標の考え方

第3期計画では1人1日排出量について、高いレベルの数値目標を設定し、その達成に取り組んできました。しかし、平成30年度時点において総排出量については、同年度の目標に対し、5.1%の超過、特に可燃ごみについては目標を大きく超過しています。第4期計画では、食品ロスの削減等の発生抑制、分別

の徹底により可燃ごみの削減に重点をおくことで、表7に示すとおり一般廃棄物（ごみ）の排出量の削減目標を9%以上とします。

また、分別を徹底することにより、再資源化率は目標を20%以上、最終処分率は排出量の12%以下とします。

平成30年度時点の1人1日当たりの生活系ごみの排出量は508.6g/人・日、およそ500mLのペットボトル1本分に相当します。令和6年度の目標（464.5g/人・日）を達成するためには、1人1日当たり44.1g、Sサイズの卵1個分に相当する減量が必要となります。

表7 数値目標

項目		実績値	目標値	
		平成30年度	令和2年度	令和6年度
		基準年度	県の目標年度 <sup>注1)</sup>	第4期計画目標年度
(ア) 減量化 目標	一般廃棄物 (ごみ)の排出 量	24,074 t/年	23,241 t/年 以下 【▲3.5%】	21,843 t/年 以下 【▲9.3%】
	1人1日排出量	664.7 g/人・日	645.8 g/人・日 以下 【▲18.9g】	612.2 g/人・日 以下 【▲52.5g】
	うち生活系	508.6 g/人・日	492.5 g/人・日 以下 【▲16.1g】	464.5 g/人・日 以下 【▲44.1g】
	うち生活系 可燃ごみ	333.8 g/人・日	319.3 g/人・日 以下 【▲14.5g】	290.6 g/人・日 以下 【▲43.2g】
	うち事業系	156.1 g/人・日	153.2 g/人・日 以下 【▲2.9g】	147.7 g/人・日 以下 【▲8.4g】
	うち事業系 可燃ごみ	149.4 g/人・日	146.3 g/人・日 以下 【▲3.1g】	140.5 g/人・日 以下 【▲8.9g】
(イ) 資源化 目標	リサイクル率	17.8 %	18.5% 以上 【0.7%】	20.1% 以上 【2.3%】
(ウ) 最終処分量の 削減目標	最終処分量	2,995 t/年	2,827 t/年 以下 【▲5.6%】	2,588 t/年 以下 【▲13.6%】
	最終処分率	12.4 %	12.2 % 以下 【▲0.2%】	11.8 % 以下 【▲0.6%】

注1) 長野県廃棄物処理計画(第4期)の目標年度。

注2) 【】内は、基準年度である平成30年度比。

## ウ 数値目標を目指すに当たって

第3期計画の基本理念を継承し、第4期で改めて目指す数値目標の達成にチャレンジするためには、リサイクルを中心とした取組から一歩進んで、発生抑制及び再使用を基本とした取組への転換が必要です。

そのためには、日常生活の中で、当たり前となっている行動を見直すことがひとつの鍵となります。

キーワードは・・・

**「当たり前を見直そう！」**

例えば、

「調理の際、工夫すれば食べられる部分をそのまま廃棄する」

「購入したものをレジ袋に入れて持ち帰る」

「便利だからと使い捨て商品を使用する」

「宴会で会話に夢中になってしまい、お開きの時間となり食事を残す」  
など、当たり前になっていませんか。

参考までに、重量の目安は以下のとおりです。

・大根の葉 1本分	約 100～150g
・レジ袋 (LLサイズ) 1枚	約 8～10g
・割り箸 1膳	約 5g
・紙コップ 1個	約 2g
・清涼飲料水ペットボトル (500mL) 1本	約 20～30g
・A4 コピー用紙 (普通紙) 1枚	約 4g
・国民1人1日当たりの食品ロス発生量(推計値)*	約 139g

\*:平成28年度農林水産省推計値

一度立ち止まって自分自身に問いかけてみてください。ごみを生み出さない、又は減らせる工夫ができるはずです。

当たり前を見直してみましよう。



### (3) ごみの発生量の推計値

ごみの発生量が現状で推移した場合のごみ排出量を表8に、減量化施策を実施した場合のごみ排出量を表9に示します。減量化施策を実施した場合、現状で推移した場合に比べて計画目標年度では、ごみの総排出量は1,384t(6.0%)の減少となります。

表8 現状推移の場合

項目	単位	実績値	推計値	
		平成30年度	令和2年度	令和6年度
人口	人	99,228	98,601	97,749
総ごみ排出量	t/年	24,074	23,702	23,227
生活系ごみ	t/年	18,419	18,088	17,657
事業系ごみ	t/年	5,655	5,614	5,570
1人1日排出量	g/人・日	664.7	658.6	651.0
うち生活系	g/人・日	508.6	502.6	494.9
うち生活系可燃ごみ	g/人・日	333.8	333.5	333.1
うち事業系	g/人・日	156.1	156.0	156.1
うち事業系可燃ごみ	g/人・日	149.4	149.1	148.9
総資源化量	t/年	4,291	4,157	4,012
リサイクル率	%	17.8	17.5	17.3
最終処分量	t/年	2,995	2,872	2,720
最終処分率	%	12.4	12.1	11.7

表9 減量化施策ありの場合

項目	単位	実績値	推計値	
		平成30年度	令和2年度	令和6年度
人口	人	99,228	98,601	97,749
総ごみ排出量	t/年	24,074	23,241	21,843
生活系ごみ	t/年	18,419	17,727	16,571
事業系ごみ	t/年	5,655	5,514	5,272
1人1日排出量	g/人・日	664.7	645.8	612.2
うち生活系	g/人・日	508.6	492.5	464.5
うち生活系可燃ごみ	g/人・日	333.8	319.3	290.6
うち事業系	g/人・日	156.1	153.2	147.7
うち事業系可燃ごみ	g/人・日	149.4	146.3	140.5
総資源化量	t/年	4,291	4,288	4,391
リサイクル率	%	17.8	18.5	20.1
最終処分量	t/年	2,995	2,827	2,588
最終処分率	%	12.4	12.2	11.8

### 3 関係者の取組

#### (1) 市民

市民は、ごみの排出者である一方で、持続可能な循環型の都市づくりの担い手でもあることを自覚し、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めることが求められています。無駄なものは購入せず、環境にやさしい製品を利用し、ごみはきちんと分別して捨てる必要があります。そのためにも、地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育や環境学習に参加したり、環境保全活動等に協力することが期待されています。

また、清潔で快適な生活環境を維持するため、ごみのポイ捨てなどにより環境を汚染しないこと、所有する土地のごみの散乱を防止すること、身近な地域の清掃活動等環境美化活動へ参加することが期待されています。

#### 市民の取組

##### 【ごみの発生抑制と有効利用の促進】

- ・すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・リサイクルの手間を惜しまない。
- ・ごみは正しく分別（水切り等も含め）してから出すことを徹底する。
- ・資源物を出すときは、市の回収や地域の回収活動に参加する。
- ・食品ロスを出さないように配慮する。

##### 【環境美化に向けた取組】

- ・市のごみのポイ捨て、不法投棄対策に協力する。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加する。

#### (2) 事業者

事業に伴って生じる廃棄物の排出者であることを自覚し、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物の適正な循環的利用や処分に係る取組への貢献、情報公開など透明性を高める努力が求められています。

また、法令遵守を徹底し、管理する土地や建物を適正に維持管理して清潔に保ち、市民と協力して地域の清掃などの美化活動に積極的に参加することが期待されています。

#### 事業者の取組

##### 【ごみの発生抑制と有効利用の促進】

- ・ごみと資源物は自らの責任で正しく処理し、なるべく出さないように努める。

- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・すぐごみになるようなもの、資源化しにくいものは使わない、作らない。
- ・資源化できるものは主体的に回収する。
- ・食品ロスを出さないように配慮する。

**【環境美化に向けた取組】**

- ・市のごみのポイ捨て、不法投棄対策に協力する。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加する。

**(3) 行政**

環境負荷の少ないライフスタイルを送るための情報提供など、地域の取組のコーディネーターとして、各主体の行動を促し、市民や事業者などと協力して地域の特性に応じた取組を進め、自らも事業者として分別の徹底を図るなど、持続可能な循環型の都市の実現に向け、率先して行動します。

また、3Rの取組を進め、なお残るごみについては、処理体制の充実を図り適正に処理します。

行政の取組

**【ごみの発生抑制に向けた普及、啓発】**

- ・市広報紙やホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、ごみ発生抑制のために情報を提供する。
- ・資源循環に配慮した事業活動やグリーン購入\*の重要性、発生抑制を実現するための工夫等について、普及・啓発を行う。
- ・フリーマーケットやリサイクルショップによる再使用を促進する。

\*: 買い物のときに、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを購入すること。

**【分別排出、収集の徹底】**

- ・ごみの分け方や出し方について、必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供する。

**【資源化推進のための仕組みづくり】**

- ・分別排出・収集の徹底や不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みをつくる。
- ・集団資源回収運動を推進する。

**【適正な処理体制の整備、充実】**

- ・収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討する。
- ・高齢者等のごみ排出困難者の支援や、高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策の検討、また災害廃棄物が発生した際の処理など、地域が抱える課題に対応するための処理体制を構築する。

#### 4 取組の方向性

##### (1) 発生抑制・再使用計画

###### ア 生活系ごみの減量化・資源化の推進

###### (ア) 生ごみの減量化（食品ロス削減（食品の使い切り、食べ切り）、生ごみの水切り）

市民は、買い物に行く前には冷蔵庫の中身を確認し、必要な食材を必要な量だけ購入します。生ごみを出す際には、絞るなどして水分をよく切ってから捨てるようにします。

市では、市広報紙やホームページへの掲載に加え、イベント等を利用した普及啓発を図ります。

市民	・ 3切り(使い切り、食べ切り、水切り)の実践
市	・ 市広報紙やホームページ、イベント等を利用した普及啓発

###### (イ) マイバッグ持参運動の推進

市内の多くのスーパー等では、すでに店頭で「買い物用バッグ」の販売や「マイバッグ」持参者に対する様々なサービスが実施されています。継続してマイバッグ運動（買物袋の持参運動）に積極的に取り組みます。

市では、マイバッグ運動をさらに広めるため、市広報紙やイベントを通じたPRによる支援を行います。

市民	・ 買い物の際のマイバッグ持参
事業者	・ マイバッグ持参者に対する様々なサービスの実施
市	・ 市広報紙やイベントを通じたPRやマイバッグ持参運動の支援

###### (ウ) 過剰包装の辞退

市民は買い物の際に過剰包装や不要な包装は断り、事業者は包装が過剰にならないように留意します。市では、市内の小売店舗等に簡易包装への協力を求めます。

市民	・ 過剰包装を断る
事業者	・ 過剰包装を行わない
市	・ 簡易包装の推進

### (エ) 生活系ごみの処理費用徴収の検討

生活系ごみの処理費用を徴収することは、費用負担を軽減しようとする動機付けにつながり、ごみ減量意識の高揚が期待できます。また、ごみ排出量の多い市民と少ない市民との負担を是正し、公平化を図ることが期待できるため、ごみ処理費用の徴収について検討します。

市	・生活系ごみの処理費用徴収の検討
---	------------------

## イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

### (ア) 食品ロス対策の実施

市民は自分自身の食事の適正量を知り、食べ切れる量を注文します。宴会等では、乾杯後の30分とお開き前の10分は食事を楽しむ(30・10運動)ようにします。食べ残しがどうしてもでてしまうことがあるので、飲食店では、食中毒等予防に配慮しつつ、食べ残しの持ち帰りの推進に努めます。

食品企業では、製造工程や輸送工程でのロス削減に努め、流通できなくなった規格外品は福祉施設等へ無料で寄付を行うなど、様々な減量化・資源化に取り組み、飲食店等では、生ごみを廃棄する前に水分をよく切ります。

市では、飲食店に対して、30・10運動や食品ロス削減をPRするチラシの配布やポスターの掲示の依頼や生ごみの水切りの啓発を行うほか、イベントや集客施設でのPR活動を実施します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店における食べ切りの実践</li> <li>・フードドライブ<sup>注1)</sup>への寄付</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ残しの持ち帰りの推進</li> <li>・製造工程や輸送工程でのロス削減</li> <li>・生ごみを廃棄する際の水切り</li> <li>・フードバンク<sup>注2)</sup>への寄付</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30・10運動の推進</li> <li>・飲食店に対して、食品ロス削減をPRするチラシやポスターの掲示依頼</li> <li>・飲食店に対する生ごみの水切り啓発</li> <li>・食品ロス削減について、イベントや集客施設でのPR活動</li> <li>・フードドライブの窓口についての情報提供</li> </ul>

注1) 家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらを福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。

注2) 食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で寄付する団体。

### (イ) 事業系ごみ袋（処理手数料）の値上げの検討

事業系一般廃棄物、特に可燃ごみの削減が進まないため、排出量を抑制し、処理費用を抑えるために、事業系ごみ袋の値上げを検討します。

市	・事業系ごみ袋の値上げの検討
---	----------------

### (ウ) 廃棄物減量化計画の作成

「佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業者は、「廃棄物処理申請書」を提出する必要がある、申請書の提出を徹底します。

また、一定規模以上の排出事業者については、廃棄物減量化計画の作成を依頼し、減量化を推進します。

事業者	・廃棄物処理申請書の提出 ・廃棄物減量化計画の作成協力
市	・一定規模以上の事業者に対する廃棄物減量化計画の作成依頼

### (エ) 指定袋の窓口販売時における指導強化

窓口販売での減量化指導の強化と大量排出事業者に対する直接指導を実施します。年間の販売枚数の限度を事業者別に目標設定し、協力を強く要請します。

市	・窓口販売での減量化指導の強化 ・多量の一般廃棄物を排出する事業者への直接指導
---	--

### (オ) 事業系ごみの実態把握と実地検査の強化

事業系ごみの排出状況を把握するため、実地検査等の調査回数を増やします。再三指導を受ける悪質なケースには受入制限等の方策を検討します。

市	・ごみ処理施設におけるごみ袋開封調査や、事業所を直接訪問してのごみ内容調査の拡充
---	--

## (2) 再使用（リユース）の推進

### ア リユース情報の共有

市民や事業者が日常の活動において再生品を積極的に活用できるように、リユースの大切さを啓発する情報や、市内のリサイクルショップ、古書店、古着

屋などの再使用ルートに関する情報の提供に加え、インターネット上でフリーマーケットのように、個人間による物品の売買を行えるスマートフォン用のアプリ（フリマアプリ）の利用に関する情報の提供などを行っていきます。

市	・リサイクルショップやフリマアプリ等に関する情報の提供
---	-----------------------------

#### イ 再生品の積極利用の推進

廃棄物のリサイクル等により製造された再生品について、市民の関心を高め、利用を促進するため、リサイクルイベントを市民、事業者との協働により開催します。

市民	・協働によるリサイクルイベントの実施
事業者	・協働によるリサイクルイベントの実施
市	・市民・事業者との協働によるリサイクルイベント実施

### (3) 再生利用（リサイクル）の推進

#### ア 区・学校等による資源回収の推進

区や学校等による資源物の回収については、資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識の育成など環境学習の目的もあることから、促進を図ります。

市民	・区、学校等による資源回収の実施
事業者	・区、学校等による資源回収の支援
市	・積極的に資源物を回収してもらえるように、資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識を高める啓発

#### イ 市収集以外の資源物排出量の把握

民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物の回収により、リサイクルが進んでいますが、その量的な把握ができていません。実態を正しく把握し、その活動を支援、連携するなどリサイクル活動の実効性を高めます。

市	・店頭回収や拠点回収による資源回収量の把握(今後の廃棄物施策の策定等への活用)
---	---

## ウ 分別収集・リサイクルの推進

### (ア) 雑がみの分別の推進

市民と事業者は、リサイクル可能な紙類は可燃ごみではなく、分別してリサイクルします。

市は、紙袋を配布して雑がみのリサイクルの啓発を図り、雑がみを簡単に分別して排出するためのルールを検討します。事業者に対して、可燃ごみに含まれる紙ごみの資源化徹底の依頼、訪問調査、指導等を行います。

市民	・リサイクル可能な紙類の分別
事業者	・リサイクル可能な紙類の分別
市	・紙ごみの再生利用の促進 ・雑がみ分別啓発用紙袋の配布 ・雑がみを簡単に分別して排出するためのルール作り ・事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの資源化徹底の依頼、訪問調査、指導等

### (イ) ごみ分別アプリの導入

生活系ごみの減量化を推進するため、「ごみ分別アプリ」（市民が地区のごみの収集日やごみの分別方法、ごみに関する情報などを検索することができるスマートフォン向けのアプリケーション）の導入について検討します。

市	・ごみ分別アプリの導入の検討
---	----------------

### (ウ) ごみ分別冊子の作成・配布

「ごみ分別アプリ」の導入に加えて、アプリの活用が難しいといった市民に向け、現行のQRコードから取得する「家庭系ごみ分別五十音表」を改訂した「ごみ分別冊子」の作成・配布について検討します。

市	・ごみ分別冊子の作成・配布の検討
---	------------------

### (エ) 生ごみの減量化・堆肥化の推進

臼田地区での生ごみの分別収集と、佐久市堆肥製産センターでの堆肥化を継続していくほか、さらなる資源化施策の拡充について検討します。

また、家庭から発生する生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用に対する補助金を交付し、生ごみの減量と堆肥化を推進します。



市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの分別収集(臼田地区)と佐久市堆肥製産センターにおける堆肥化</li> <li>・生ごみ資源化施策拡充の検討</li> <li>・生ごみ処理機等の購入補助</li> <li>・生ごみ処理機等の広報及び啓発イベントの実施</li> </ul>
---	---

**(オ) 給食施設の生ごみ処理の調査検討**

学校給食センター、保育園等の給食施設から排出される生ごみを減量するため、堆肥化等の具体的な減量方法について、調査検討します。

市	・給食センター等の生ごみの資源化の検討
---	---------------------

**(カ) 剪定枝の有効活用**

剪定枝を砕いてチップ化するチップパー（破砕機）の貸し出しについて検討します。粉碎した剪定枝は庭などに敷き詰めることにより、雑草の抑止や土の乾燥予防などの効果が期待できます。

市民	・粉碎した剪定枝の庭への敷き込み(防草対策)
市	・チップパーの貸し出しの検討

**(キ) 事業系古紙の回収促進**

事業者は、オフィス等で発生する古紙の資源化を図ります。市では、市内の古紙受入業者を活用し、資源化を図るよう要請します。

事業者	・オフィスで発生する古紙の資源化
市	・市内の受入業者を活用して資源化するよう要請

**(ク) 事業系ごみの処理に関するマニュアルの作成**

事業系ごみの処理に関するマニュアル（分別表）を作成し、マニュアルに基づいて、適正排出の徹底を図ります。

市	・事業系ごみの処理に関するマニュアル(分別表)の作成
---	----------------------------

#### (4) 環境美化活動の推進

##### ア ポイ捨て、不法投棄の防止

「佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例」に基づき、ポイ捨てや不法投棄をはじめ、犬の糞の放置、落書きなどを規制するため、計画的な監視体制を整え、地域の一層の環境美化を図ります。

市職員及び環境美化巡視員によるパトロールや、市内自治会、佐久市衛生委員会の協力により、不法投棄の未然防止・早期発見に努め、悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携して厳正に対処します。

市民	・環境美化巡視員によるパトロールの実施
市	・パトロールの実施 ・県や警察との連携 ・佐久市衛生委員会との連携による不法投棄防止啓発活動の実施 ・自治会を通しての不法投棄防止看板の配布

##### イ 地域の清掃活動への参加

本市では、環境月間の6月第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。この活動以外にも、市内全域で地域のごみ片付けをして環境美化に取り組みます。

市民	・一斉清掃など地域の環境美化活動への参加
事業者	・一斉清掃など地域の環境美化活動への参加
市	・一斉清掃など地域の環境美化活動の推進

表 10 (1) 主体別取組内容一覧

主体	項目	取組内容
市民	生ごみの減量化	・ 3 切り(使い切り、食べ切り、水切り)の実践
	マイバッグ持参運動の推進	・ 買い物の際のマイバッグ持参
	過剰包装の辞退	・ 過剰包装を断る
	食品ロス対策の実施	・ 飲食店における食べ切りの実践 ・ フードドライブへの寄付
	再生品の積極利用の推進	・ 協働によるリサイクルイベントの実施
	区・学校等による資源回収の推進	・ 区、学校等による資源回収の実施
	雑がみの分別の推進	・ リサイクル可能な紙類の分別
	剪定枝の有効活用	・ 粉碎した剪定枝の庭への敷き込み(防草対策)
	ポイ捨て、不法投棄の防止	・ 環境美化巡視員によるパトロールの実施
	地域の清掃活動への参加	・ 一斉清掃など地域の環境美化活動への参加
事業者	マイバッグ持参運動の推進	・ マイバッグ持参者に対する様々なサービスの実施
	過剰包装の辞退	・ 過剰包装を行わない
	食品ロス対策の実施	・ 食べ残しの持ち帰りの推進 ・ 製造工程や輸送工程でのロス削減 ・ 生ごみを廃棄する際の水切り ・ フードバンクへの寄付
	廃棄物減量化計画の作成	・ 廃棄物処理申請書の提出 ・ 廃棄物減量化計画の作成協力
	再生品の積極利用の推進	・ 協働によるリサイクルイベントの実施
	区・学校等による資源回収の推進	・ 区、学校等による資源回収の支援
	雑がみの分別の推進	・ リサイクル可能な紙類の分別
	事業系古紙の回収促進	・ オフィスで発生する古紙の資源化
	地域の清掃活動への参加	・ 一斉清掃など地域の環境美化活動への参加
市	生ごみの減量化	・ 市広報紙やホームページ、イベント等を利用した普及啓発
	マイバッグ持参運動の推進	・ 市広報紙やイベントを通じた PR やマイバッグ持参運動の支援
	過剰包装の辞退	・ 簡易包装の推進
	生活系ごみの処理費用徴収の検討	・ 生活系ごみの処理費用徴収の検討
	食品ロス対策の実施	・ 30・10 運動の推進 ・ 飲食店に対して、食品ロス削減を PR するチラシやポスターの掲示依頼 ・ 飲食店に対する生ごみの水切り啓発 ・ 食品ロス削減について、イベントや集客施設での PR 活動 ・ フードドライブの窓口についての情報提供

表 10 (2) 主体別取組内容一覧

主体	項目	取組内容
市	事業系ごみ袋（処理手数料）の値上げの検討	・事業系ごみ袋の値上げの検討
	廃棄物減量化計画の作成	・一定規模以上の事業者に対する廃棄物減量化計画の作成依頼
	指定袋の窓口販売時における指導強化	・窓口販売での減量化指導の強化 ・多量の一般廃棄物を排出する事業者への直接指導
	事業系ごみの実態把握と実地検査の強化	・ごみ処理施設におけるごみ袋開封調査や、事業所を直接訪問してのごみ内容調査の拡充
	リユース情報の共有	・リサイクルショップやフリマアプリ等に関する情報の提供
	再生品の積極利用の推進	・市民・事業者との協働によるリサイクルイベント実施
	区・学校等による資源回収の推進	・積極的に資源物を回収してもらえるように、資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識を高める啓発
	市収集以外の資源物排出量の把握	・店頭回収や拠点回収による資源回収量の把握(今後の廃棄物施策の策定等への活用)
	雑がみの分別の推進	・紙ごみの再生利用の促進 ・雑がみ分別啓発用紙袋の配布 ・雑がみを簡単に分別して排出するためのルール作り ・事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの資源化徹底の依頼、訪問調査、指導等
	ごみ分別アプリの導入	・ごみ分別アプリの導入の検討
	ごみ分別冊子の作成・配布	・ごみ分別冊子の作成・配布の検討
	生ごみの減量化・堆肥化の推進	・生ごみの分別収集(臼田地区)と佐久市堆肥製産センターにおける堆肥化 ・生ごみ資源化施策拡充の検討 ・生ごみ処理機等の購入補助 ・生ごみ処理機等の広報及び啓発イベントの実施
	給食施設の生ごみ処理の調査検討	・給食センター等の生ごみの資源化の検討
	剪定枝の有効活用	・チップターの貸し出しの検討
	事業系古紙の回収促進	・市内の受入業者を活用して資源化するよう要請
	事業系ごみの処理に関するマニュアルの作成	・事業系ごみの処理に関するマニュアル(分別表)の作成
ポイ捨て、不法投棄の防止	・パトロールの実施 ・県や警察との連携 ・佐久市衛生委員会との連携による不法投棄防止啓発活動の実施 ・自治会を通しての不法投棄防止看板の配布	
地域の清掃活動への参加	・一斉清掃など地域の環境美化活動の推進	

## (5) 適正処理・処分計画

### ア 収集・運搬計画

#### (ア) 収集運搬体制

本市の収集運搬業務は、委託業者、許可業者により行われており、この収集運搬体制を維持し、安全性の確保、衛生面の向上を図ります。

委託業者及び許可業者に対し、エコ運転など環境にやさしい収集運搬作業を行っていくよう促していきます。

令和2年12月の佐久平クリーンセンター（仮称）本格稼働に伴い、佐久クリーンセンターは可燃ごみの受入が終了します。また、川西清掃センターでの佐久市分の受入は平成31年3月で終了しています。

これらに伴い、ごみ搬入ルートの変更が必要となるため、収集運搬ルートや収集運搬体制の見直しを進めます。

#### (イ) 排出量に応じた収集運搬回数等の検討

ごみや資源物の排出量の変化に応じ、適正な収集回数を検討します。また、各区の区長からの要望や利用戸数に応じて、ごみステーションの適正化を図ります。

#### (ウ) ごみステーションの維持管理

区長及び衛生委員会を中心に、ごみステーションの適正な管理を図り、地域コミュニティ全体でのごみの分別徹底を推進します。また、ごみの収集に際して、不適正な排出には警告シールを貼る等により分別排出の徹底を図ります。

最近では生活スタイルの多様化、コミュニティ意識の希薄化などに伴い、排出違反などのトラブルが発生しています。このため、区等に対して引き続き維持管理に関する協力をお願いするほか、他地区での取組事例の紹介、また、ごみ出しパンフレットやごみ排出に関する出前講座等により啓発を行います。

### イ 中間処理計画

#### (ア) 適正な維持管理

排出された廃棄物を適正に処理するために、中間処理施設は適切な維持管理を行い、良好な環境の維持に努めます。

#### (イ) 中間処理施設による資源化

生ごみの資源化は、堆肥化やバイオガス化などの方法があり、本市でも佐久市堆肥製産センターで堆肥化を行っています。

分別から収集運搬、堆肥化、堆肥の農業利用までのプロセスが、安定的に確立している臼田地区については、佐久市堆肥製産センターによる堆肥化を継続

し、その他さらなる資源化施策も検討します。また、家庭での堆肥化を促進するため、生ごみ処理機等の購入に対する補助を継続することによって、生ごみの資源化を推進します。

佐久市うな沢第2最終処分場の容器包装リサイクル施設では、容器包装プラスチックの選別を行っています。今後も継続して選別を行い、資源化の推進を図ります。

#### (ウ) 中間処理施設の整備計画

佐久クリーンセンターは、佐久平クリーンセンター（仮称）稼働開始まで、処理を行う必要があることから、一部事務組合と連携し処理能力等の機能の維持を図ります。

佐久平クリーンセンター（仮称）は、最新の焼却技術及び環境対策技術を導入し、安全、安定かつ安心な施設として整備を進めます。

現在、本市では不燃ごみは全て埋立処分としています。破砕等の前処理を行うことにより、埋立処分量、つまり最終処分量が削減できます。さらに、埋立処分から焼却処分にかわることにより、サーマルリサイクル\*にもつなげられることから、破砕選別処理施設の整備について検討します。

\*：ごみを焼却する際に発生するエネルギーを回収し、利用すること。

### ウ 最終処分計画

#### (ア) 最終処分場の適正管理と残余容量の確保

埋立完了までの搬入管理、維持管理など施設の適正管理を継続するとともに、残余容量の確保に努めます。

埋立完了後は、最終覆土の施工や施設の適正管理を実施していきます。

水処理施設については、最終処分場の廃止まで適正に維持管理していきます。

#### (イ) 最終処分の将来計画

既存最終処分場の残余容量の推移と廃棄物処理技術の動向を踏まえ、最終処分の将来計画について調査研究を進めます。

## 5 その他検討すべき事項

### (1) ごみ処理施設の今後のあり方

ごみ処理施設については、適正な運転管理と定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。また、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築につなげられるよう、温室効果ガスの発生抑制やエネルギー消費の低減、資源の有効利用等を図ります。

## （２）ごみ処理の広域連携

「佐久市・北佐久郡環境施設組合」の組織市町である、佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町に、南佐久郡の２町４村を加えた１０市町村で連携し、将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を構築します。

## （３）環境教育、普及啓発の充実

市民がリサイクルの効果等を実感し、自発的に取組を進めていくよう、リサイクルの流れや製品への利用例などをわかりやすく紹介します。

資源循環問題等、環境問題に関心が低い人に対しても、関心を高めていくための方法を検討し、市民の環境意識の向上を図ります。

子どもたちは小学４年生の社会科で廃棄物処理施設の見学などを通じて、廃棄物の処理と自分たちの生活との関わりについて学習しています。また、市内小学校の４年生全員を「わが家のエコ課長」に委嘱し、食べ残しの削減等の環境教育も行っています。今後も環境教育を継続し、子どもたちが身近な家庭でのごみの分別や食べ残しの削減等に関心を持ち続け、家族や地区の環境意識向上につなげる環境保全の担い手になれるような環境教育を推進していきます。

## （４）ごみステーションに出せないごみ等への対応

指定袋に入らない大型のごみや資源物（埋立ごみはうな沢第２最終処分場へ直接搬入可能）は、民間の一般廃棄物処理業者等に処理をお願いし、適正な処理処分を行っています。

今後も、市民、事業者に対して、これらの適正な処理処分が継続されるよう、市のホームページや市広報紙などで普及啓発します。

エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・パソコンなど、家電リサイクル法や資源有効利用促進法などの個別リサイクル法による各業界の自主回収、再資源化の取組についても、市民、事業者にPRし促進します。

なお、ゴルフバッグ、大型プラスチックごみ等の指定袋に入らない埋立ごみや小型家電については、うな沢第２最終処分場に直接搬入することが可能ですので、これらの処理処分の方法についても市のホームページや市広報紙などで普及啓発します。

ふとんについては、現在、埋立ごみとして扱っていますが、最終処分量の削減のためにも、焼却処理等の検討を進めます。

## （５）排出困難世帯への対応

高齢や障がい等によりごみの排出が困難な世帯が増加することが予測されます。高齢者等の見守りやごみ出しなどの地域での支援を推進しつつ、一方で福祉部局等と協議を進め、現行の「佐久市家庭ごみ収集支援事業」の利用状況の検証、また委託業者等によるごみ出しや、ごみ出しを支援する地域団体への支援金の交付など、他自治体

の取組事例を参考に、今後の支援体制を検討します。

#### **(6) 市外からの転入者・移住者などへの対応**

平成17年4月の市町村合併による新「佐久市」の誕生から今日までの取組を経て、ごみの分別方法は、市民へ定着が図られてきていると考えられますが、市外からの転入者や移住者の皆さんなどから、分別が困難といった意見があります。ごみの種類も多様化する中で、1枚ものの分別表で全ての品目を網羅することは困難であるため、「ごみ分別アプリ」や「ごみ分別冊子」のように、その場で、一目で分別方法が理解できる媒体の提供を検討し、ごみの適正な分別、さらには減量化を推進します。

#### **(7) 高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策**

介護が必要な高齢者の増加により、紙おむつの排出量の増加が見込まれます。引き続き、汚物を取り除いてから紙おむつを廃棄するように周知するほか、メーカー等による実証試験が行われている紙おむつのリサイクルについて、今後の技術動向を注視していきます。

#### **(8) 災害廃棄物の適正処理**

令和元年東日本台風（台風第19号）災害でも経験したように、地震や台風等の大規模災害の発生時には、多量の災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、具体的な計画を策定し、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努めます。

また、災害廃棄物を分別・保管できる仮置場の想定箇所及び計画的な処理方法について検討します。

### **6 計画の推進**

#### **(1) 計画の周知**

本計画が、市民、事業者、行政の共通の目標・指針として浸透するようパンフレット等の作成・配布を行うとともに、出前講座などを通じて周知・啓発に努めます。また、市広報紙や市のホームページなどを積極的に利用し、計画の周知を図ります。

#### **(2) 計画の進捗及び成果の点検・評価**

個別事業が計画通りに進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているのかについても点検・評価を行い、施策の改善につなげ、第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定時の資料とします。

#### **(3) 計画の見直し**

社会経済情勢や廃棄物の量や質等の変化に的確に対応した佐久市一般廃棄物（ごみ）



処理基本計画の運用を図るため、上記の点検・評価の結果を踏まえ、適宜、基本計画の見直しを行います。

#### **(4) 個別施策の実行に向けたスケジュール**

本計画に基づき、取り組んでいく個別施策については、今後、具体的な検討を行っていく中で、実行に向けたスケジュールを策定します。



7 計画の構成

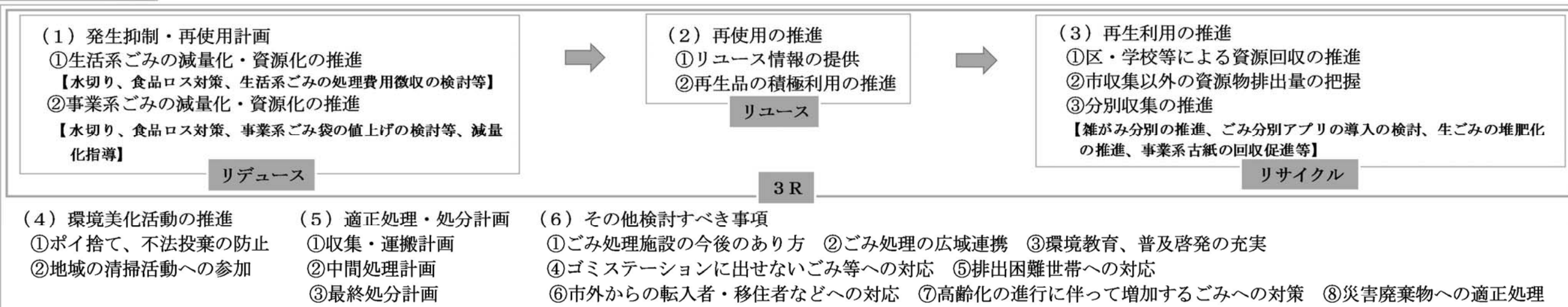
**1 基本理念**  
 市民、事業者、行政が協力して持続可能な  
 ごみ減量化・資源化対策の実現を目指す  
 ～私たち一人ひとりのところがけと行動で創り上げる快適環境の創出～

**2 目指す将来像**  
 循環型社会の実現  
 ～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

**3 本市が抱える主な課題**

	主な課題
ごみの減量化 資源化	・ 1人1日排出量は減少傾向にあり、減量化は進んでいるものの、生活系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
	・ 雑がみなど、リサイクル可能なものが可燃ごみに含まれていることから、分別を徹底し、資源化可能なものについては、資源物にまわすことが必要です。
	・ 手つかずの食品や食べ残しが含まれていたり、水切りが不十分であるため、削減につながる取組が必要です。
	・ 比較的硬いプラスチックであっても、プラマークの表示のあるものについては、資源物として収集を行っていますが、不燃ごみへの混入が見受けられるため、さらなる周知が必要です。
	・ 事業系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
その他	・ 事業系可燃ごみには、売れ残りや食べ残しといった食品ロス、水切りが不十分な食品廃棄物やリサイクル可能な紙ごみが含まれており、排出抑制や分別方法についてのさらなる啓発が必要です。
	・ おむつなど、高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策の検討が必要です。
	・ リサイクル率が低下しています。民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が集められているため、資源物の排出量が減少していると考えられ、量的な把握が必要です。
	・ ごみ出しや適正な分別が困難な高齢者世帯などが増加することが予測されるため、対策の検討が必要です。
	・ 各地で地震や水害が頻繁に発生しているため、自然災害で発生した廃棄物を適正に処理するための検討が必要です。
	・ うな沢第2最終処分場の残余容量から、埋め立て完了まで約10年と推計されており、最終処分場の将来計画等について調査研究を進めることが必要です。

**6 取組の方向性**

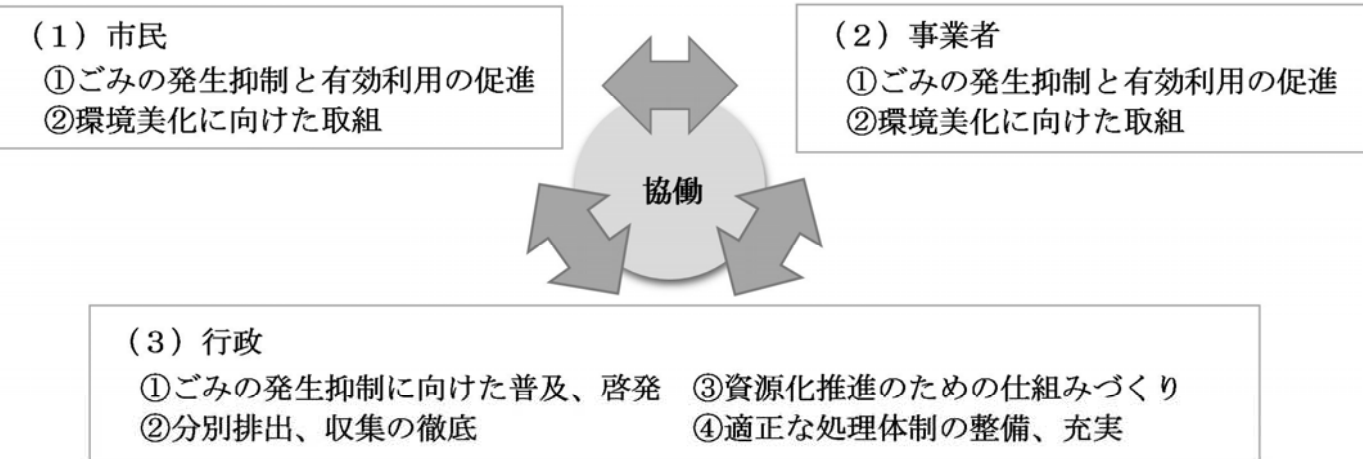


**4 計画目標（目標値）**

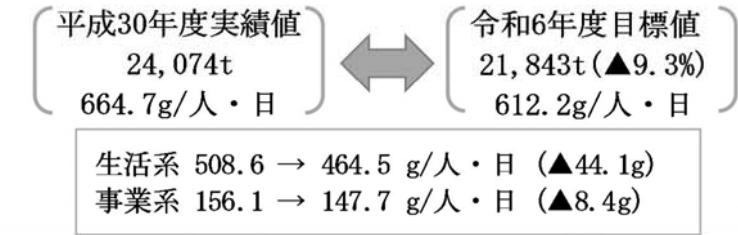
キーワードは・・・  
 「当たり前を見直そう！」  
 リサイクルを中心とした取組から一歩進んで、発生抑制及び再使用を基本とした取組への転換が必要です。日常生活の中で当たり前となっている行動を見直すことがひとつの鍵となります。



**5 関係者の取組**



**【1】減量化目標（総排出量、1人1日排出量）**



**【2】資源化目標（リサイクル率）**



**【3】最終処分量の削減目標（最終処分率）**

